

そもそも 「自治基本条例」とは？

市民・議会・市役所が一緒になって知恵を出し合い、創意工夫しながらまちづくりを進めるための「基本的なルール」です。近年、全国的にも制定の動きが活発になっています。前ページ紹介のニセコ町は、平成13年に日本で最初に自治基本条例を制定した自治体です。

なぜ今、 「自治基本条例」なのでしょう？

「市民参加による市民本位のまちづくり」を進めている本市にとって、これまでの様々な行政施策や制度、基本的な考え方を整理してそれらの整合性と継続性が求められています。市にとっての自治の力を蓄えていくため、また、新市になってこれから作り上げるまちづくりに自治運営上の価値、意義は大きいと判断し、平成21年度施行に向けての取組みをはじめたところで

なぜ市民とともに 作り上げていく必要があるのでしょうか？

市役所は市民のみなさんから任されて行政を運営しているにすぎず、まちづくりの主役は市民のみなさんであることはいうまでもありません。「自治基本条例」は市民のみなさんが関わっていく仕組みを定めたものであり、作り上げていく過程からともに取り組んでいくことは当然のことと考えています。

「自治基本条例をつくる会」 に参加しませんか？

「市民参加と協働」の実践の場として、「自治基本条例をつくる会」を開催します。

この会は下記のとおり公募制としますが、定員は設けずに途中参加・退会も自由です。幅広い市民の方々のご参加をいただき、その方々に運営をお願いする議論の場とします。

多くの方のご参加をお願いします。

◆期間

平成19年4月～平成21年3月（予定）

◆内容

自治基本条例制定に向けた条例案作成に関する協議および啓発活動の企画・実施

◆開催日

月1～2回の割合で、平日の夜間または土・日曜日の昼間、2時間程度を予定。※第1回目の開催については応募された方に3月下旬までにお知らせします。

◆参加資格

- ・市内在住の高校生以上の人
- ・市内の事業所に勤務する人

◆受付期間

平成19年2月1日から（随時行います。）

◆応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入し、市役所2階行政改革課へ提出してください。郵送・FAX・E-mailでも構いません。応募用紙は、市役所1階市民活動推進課、総合事務所地域行政課、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所にもあります。

※応募用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。（<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp>）

◆その他

会議は無報酬とします。提出書類は返却しません。個人情報については、山陽小野田市個人情報保護条例第7条の規定により、適正に取り扱います。

【問い合わせ・申込先】

〒756-8601 山陽小野田市役所 行政改革課
☎ 82-1135 FAX 83-2604
E-mail : gyokaku@city.sanyo-onoda.lg.jp